

疾病、傷害及び死因の統計分類

(平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号)

告示改正にあたっての基本方針

世界保健機関(WHO)が勧告する ICD-10 について、今般の新型コロナウイルス感染症流行に伴い、第 XX II 章 特殊目的用コードの「原因不明の新たな疾患又はエマージェンシーコードの暫定分類(U00-U49)」(以下、「エマージェンシーコード」という。)の変更等が行われた。この対応に関する告示改正にあたっての基本方針は、以下のとおりとする。

1. 疾病、傷害及び死因の統計分類(平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号)の内容について、U08-U49 の 3 桁分類及び 4 桁細分類項目の追加を行う。
2. 1. の追加にあたり、現行の告示の基準とした、2013 年 1 月に WHO より公表されていた勧告内容の後に公表された ICD-10 におけるエマージェンシーコードの名称変更については全て含める。
3. 2013 年 1 月に WHO より公表されていた勧告内容の後に公表された ICD-10 におけるエマージェンシーコード以外の部分における変更については、改正を行わない。
4. 分類名等の和訳にあたっては、現行の告示の作成時の方針を踏襲するが、一部 ICD-11 での方針を参照して作業する。
5. 疾病分類表、死因分類表については改正しない。